

公益法人稲垣小太郎記念奨学財団役員及び評議員の報酬等に関する規程

役員及び評議員の報酬等は、公益財団法人稲垣小太郎記念奨学財団定款第13条及び第26条に定めるとおり無報酬とする。

本規程は、平成24年3月1日から施行する。